

## 免許申請書等の病気の症状等申告欄における申告事項

### 免許申請書

- 1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方
- 2 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- 3 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- 4 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方
- 5 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方  
月 日 番
- 6 1～4のどれにも該当しない方

### 更新申請書

- 1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方
- 2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方
- 3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- 4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方
- 5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- 6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方
- 7 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方  
月 日 番
- 8 1～6のどれにも該当しない方

「運転適性相談を終了」とは、運転適性相談を受け、当該相談が終了した時点で免許の取得が可能（免許証の更新が可能）と判断された場合のことをいう。